

# 地方法人課税の改正について

平成28年度の税制改正において、次のとおり改正が行われ、**平成28年4月1日以後に開始する事業年度分から適用**することとされました。

## 1. 法人事業税の税率の改正

※外形標準課税の拡大・所得割の税率の引下げ

## 2. 1の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

### 1. 法人事業税の税率の改正

(資本金又は出資金が1億円超の普通法人が対象)

		法 人 事 業 税		地方法人特別税		
		改正前	改正後	改正前	改正後	
税率の引上げ	付加価値割	0.72%	<u>1.2%</u>		—	
	資本割	0.3%	<u>0.5%</u>		—	
税率の引下げ	所得割	所得のうち年400万円以下	1.6%	<u>0.3%</u>	93.5%	<u>414.2%</u> (※)
		所得のうち年400万円超 年800万円以下	2.3%	<u>0.5%</u>		
		所得のうち年800万円超	3.1%	<u>0.7%</u>		
		3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	3.1%	<u>0.7%</u>		

※地方法人特別税の税率を所得割の税率の引下げに合わせて見直し。(規模は改正前と同様)

※※ 裏面もご覧ください。 ※※

## 2. 1の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

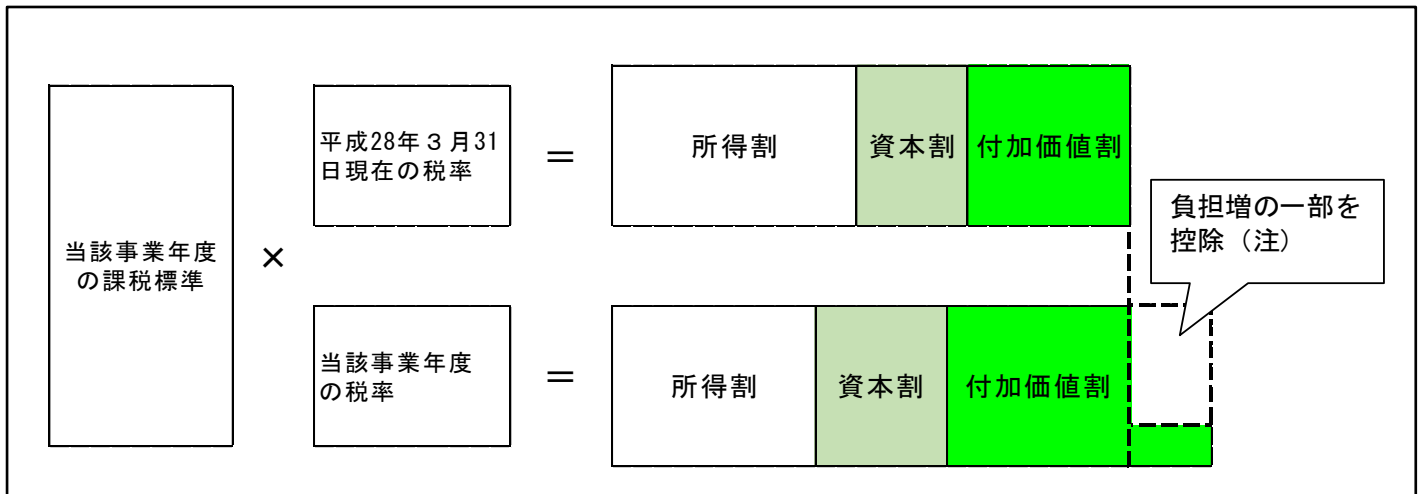
平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分について、以下の①及び②の要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額が控除されます。

- ① 調整後付加価値額（※1） < 40億円
- ② 平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額（※2） < 基準法人事業税額（※3）

※1 調整後付加価値額 = 付加価値額 × 12 ÷ 事業年度の月数

※2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分については、地方法人特別税相当額を含む。

※3 基準法人事業税額 = 当該事業年度の付加価値割額、資本割額、所得割額の合計額



(注)

### ① 調整後付加価値額が30億円以下の法人

事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度
控除額	負担増加額 × 3 / 4	負担増加額 × 1 / 2	負担増加額 × 1 / 4

### ② 調整後付加価値額が30億円超40億円未満の法人

事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度
控除額	負担増加額 × 3 / 4 × a	負担増加額 × 1 / 2 × a	負担増加額 × 1 / 4 × a

$$a = (40\text{億円} - \text{調整後付加価値額}) / 10$$